

北建協労発第 115 号

平成 28 年 2 月 23 日

各地方協会 会長 殿

一般社団法人 北海道建設業協会

会長 岩田 圭剛

(公印省略)

「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」について

標記について、北海道労働局長より別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、会員企業への周知等、お願い致します。

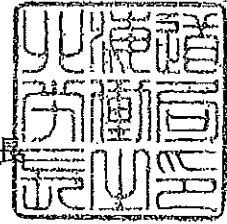
以上

北労発基 0222 第1号

平成 28 年 2 月 22 日

各 位

北海道労働局長



「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 12 月 24 日に、若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く全ての人々の労働環境や処遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図るため、北海道内の労使団体の代表者、北海道知事、札幌市長及び国の関係機関の長で構成する「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」（別添 1 の推進会議「設置要綱」を参照。）を開催し、別添 2 の共同宣言を採択しました。

つきましては、貴団体におかれましても、働き方改革等の推進に御理解いただき、本共同宣言に御賛同いただきますようお願い申し上げますとともに、本共同宣言を会員等に周知いただくほか、広報誌、ホームページへの掲載等による情報発信に御協力を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、本共同宣言は次の北海道労働局ホームページに掲載しておりますので、周知等において御活用願います。

また、今後の取組の参考とするため、本共同宣言に御賛同いただき会員等への周知、広報誌への掲載等情報発信された場合（予定を含む。）には、お手数ですが、別紙にて情報提供いただきたく（締切：平成 28 年 3 月 31 日）、よろしくお願い申し上げます。

【共同宣言掲載URL】

<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0121/0363/2016118154116.pdf>

【問い合わせ】 担 当 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

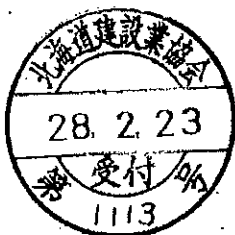
労働時間設定改善指導官 小田桐

住 所 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1

札幌第 1 合同庁舎 9 階

電 話 011-709-2311（内線 3546）

F.A.X 011-756-0056



## 北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議 設置要綱

## (目的)

第1条 若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く全ての人々の労働環境や処遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図るため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 推進会議は、別紙のとおり、使用者団体、労働組合、地方公共団体、国の各員をもって構成する。

2. 推進会議の座長は北海道労働局長とする。
3. 座長は、議事その他の会務を総括する。
4. 座長は、必要に応じ推進会議を招集する。

## (活動事項)

第3条 推進会議は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 長時間労働削減・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しに関する事
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善推進に関する事
- (3) 女性の活躍推進に関する事
- (4) 魅力ある雇用機会の創出に関する事
- (5) その他の第1条の目的に資する事項

## (事務局)

第4条 推進会議の運営に関する事務は、北海道労働局が行うものとする。

## (その他)

第5条 これに定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

( 附 則 ) この規約は、平成27年12月24日から施行する。

(別紙)

北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議構成員

(敬称略)

No	区分	名称	役職	氏名	備考
1	使用者団体	北海道経済連合会	会長	大内 全	
2		一般社団法人 北海道商工会議所連合会	会頭	高向 巖	
3		北海道商工会連合会	会長	荒尾 孝司	
4		北海道中小企業団体中央会	会長	尾池 一仁	
5	労働組合	日本労働組合総連合会 北海道連合会	会長	出村 良平	
6	地方公共団体	北海道	知事	高橋 はるみ	
7		札幌市	市長	秋元 克広	
8	国	経済産業省北海道経済産業局	局長	秋庭 英人	
9			労働局長	田中 敏章	座長
10			総務部長	松淵 厚樹	
11		厚生労働省北海道労働局	労働基準部長	庭山 佳宏	
12			職業安定部長	中村 正子	
13			雇用均等室長	本間 玲子	

## 北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言 ～ 全ての人が健康で安心して活躍できる社会に ～

北海道の人口は、平成9年の約570万人をピークに、全国より約10年早く人口減少局面に入り、平成22年の人口はピーク時よりも約19万人少ない550.6万人となり、今後も人口減少が進行することが見込まれています。

また、北海道の就業者数については、今後、経済成長と労働参加が適切に進まなかった場合、平成42年には203.5万人と、平成26年から50.6万人減少することが見込まれています。

こうした中、北海道の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とともに、経済の好循環を更に進めていくため、企業における人材の確保・定着が求められています。

北海道の労働時間は、年間総実労働時間（平成26年）が2,060時間で全国平均の2,021時間を上回り、年次有給休暇の取得率（平成26年）が42.5%と全国平均の47.6%を下回るなど全国より長時間労働の傾向が見られます。

また、雇業者数に占める非正規雇用労働者の割合（平成26年）は39.8%と全国平均の37.4%より高く、正社員の有効求人倍率（平成26年度）は0.52倍と全国の0.68倍より低くなっており、女性の就業率（25歳から44歳、平成26年）は66.7%と全国平均の70.8%より低くなっています。

さらに、家族の介護・看護を理由とした北海道の離職・転職者は、平成19年10月～平成24年9月の5年間で、2.1万人に及んでおり、深刻な問題となっています。

そこで、これらを改善するためには、北海道の各地域、農林水産業を含む全ての産業において、「働き方改革」、「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善」、「女性の活躍推進」、「魅力ある雇用機会の創出」などに取り組むことが重要です。

こうした取組により、雇用の質の向上が図られ、全ての人々が、育児や介護をはじめとしたライフステージの各場面で、健康で安心していきいきと働くことができるようになります。さらに、女性の活躍する社会、若者や高齢者等が能力を発揮できる社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）及びディーセント・ワークの実現にも繋がります。また、人材の確保・育成、生産性の向上による地域産業の発展などの効果も期待できます。

私たちは、これらの共通認識を持ち、道内の気運醸成を図るために次の取組を促進してまいります。

また、この共同宣言に賛同いただける地方自治体や各種団体等との様々な連携に努めながら、北海道で働く人々が意欲をもって、その能力を十分発揮し、安心して活躍できる環境の整備に向けて、これらの取組を進め、北海道がより魅力的で元気になることを目指します。

(1) 働き方改革

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を促進するとともに、個々の労働者の生活スタイルに対応できる多様で効率的な働き方などの「働き方改革」を推進します。

(2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

非正規雇用労働者については、正社員への転換の拡大、意欲・能力に応じた賃金決定、教育訓練や、福利厚生面での改善を進めます。

(3) 女性の活躍推進

女性が個性と能力を発揮して活躍できるよう、職域の拡大を進めるとともに、仕事と家庭の両立や、子育て支援・再就職支援等によるキャリアの継続が可能な環境整備を進めます。

(4) 魅力ある雇用機会の創出

魅力ある雇用の場づくりや、産業振興と雇用対策の一体的な取組などにより、良質で安定的な雇用機会の創出を推進します。

平成27年12月24日

北海道経済連合会 会長 大内

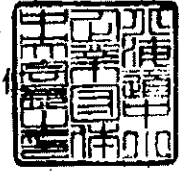


一般社団法人

北海道商工会議所連合会 会頭 高向



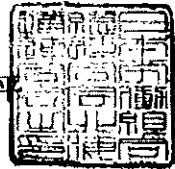
北海道中小企業団体中央会 会長 尾池 一伸



北海道商工会連合会 会長 荒尾 孝



日本労働組合総連合会  
北海道連合会 会長 出村 良平



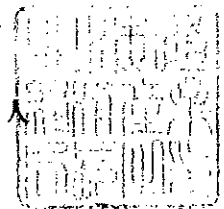
北海道知事 高橋 はるみ



札幌市長 秋元 克典



北海道経済産業局長 秋庭 英人



北海道労働局長 田中 敏彦

